

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日
がとる
かたの
翌日)

目 次

◇規 則
看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則(医務課)
理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則(〃)

規 則

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年八月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

鳥取県規則第五十号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号)

の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「二万二千元」を「二万六千元」に改め、同項第二号中「一万千元」を「一万二千元」に改める。

第十一条第一項中「期間内」の下に「(第十三条の規定により猶予された期間がある場合にあつては、当該猶予期間を加算した期間内)」を加え、同項第一号並びに第二号イ及びロ中「とき」を「とき。」に改める。

第十七条第一項第一号から第十号までの規定中「とき」を「とき。」に改め、同項に次の一号を加える。

十一 看護職員の免許を取得したとき。免許取得届(様式第十八号の

二)

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号(第6条関係)」に

「表面」を「裏面」に改める。

修学資金貸付申請書」を「表面」に改める。

修学資金貸付申請書」を「裏面」に改める。

状 況」を「表面」に改める。

様式第二号中「様式第二号」を「様式第二号(第6条関係)」に改める。

様式第三号中「様式第三号」を「様式第三号(第6条関係)」に改める。

様式第五号中「様式第五号」を「様式第五号(第10条関係)」に改める。

様式第六号中「様式第六号」を「様式第六号(第10条関係)」に改める。

様式第七号中「様式第七号」を「様式第七号(第14条関係)」に改める。

様式第八号中「様式第八号」を「様式第八号(第14条関係)」に改める。

様式第九号中「様式第九号」を「様式第九号(第17条関係)」に改める。

様式第十号中「様式第十号」を「様式第十号(第17条関係)」に改める。

様式第15号 (第17条関係)

就業届
 職氏名殿
 年 月 日から看護職員として就業したので、看護職員修学資金貸付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□-□□
 住所 氏名
 電話番号

修学資金貸付決定番号	
就業の場所	
職 種	
免許の種類別	
免許の登録年月日	
免許の登録番号	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

就業施設名
 雇用主氏名

様式第十一号中「様式第11号」を「様式第11号(第17条関係)」に改める。
 様式第十二号中「様式第12号」を「様式第12号(第17条関係)」に改める。
 様式第十三号中「様式第13号」を「様式第13号(第17条関係)」に改める。
 様式第十四号中「様式第14号」を「様式第14号(第17条関係)」に改める。
 様式第十五号を次のように改める。

様式第18号の2 (第17条関係)

免許取得届
 職氏名殿
 看護職員の免許を取得したので、看護職員修学資金貸付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□-□□
 住所 氏名
 電話番号

修学資金貸付決定番号	
免許の種類別	
免許の登録年月日	
免許の登録番号	

添付書類 看護職員の免許証の写し又は看護職員の免許登録済証明書の写し

様式第十六号中「様式第16号」を「様式第16号(第17条関係)」に改める。
 様式第十七号中「様式第17号」を「様式第17号(第17条関係)」に改める。
 様式第十八号中「様式第18号」を「様式第18号(第17条関係)」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第十九号中「様式第19号」を「様式第19号(第17条関係)」に改める。

様式第二十号中「様式第20号」を「様式第20号（第17条関係）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の看護職員修学資金貸付規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第一項の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。
- 3 昭和六十三年三月三十一日以前に看護職員養成施設に入学した者に係る修学資金の額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年八月十日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 成 瀬 宣 孝

鳥取県規則第五十一号

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則
 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則（昭和四十九年三月鳥取県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二万二千元」を「二万六千元」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第一項の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。
- 3 昭和六十三年三月三十一日以前に修学資金の貸付けを受けている者に係る修学資金の額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。